

平成28年度  
江津市水防計画

江津市

# 江津市水防計画目次

## 第1章 総則

1. 1	水防計画の目的及び定義	1
1. 2	江津市地域防災計画との関係	1
1. 3	用語の解説	2

## 第2章 水防組織と責任

2. 1	島根県下の水防組織	5
2. 2	江津市の水防組織	6
2. 3	水防関係機関一覧表	9
2. 4	水防の責任等	11
2. 5	水防訓練等	13

## 第3章 水防体制

3. 1	江津市水防本部の体制	14
3. 2	水防団の設置	14
3. 3	警察署消防機関その他関係機関との連絡	15

## 第4章 水防活動

4. 1	気象状況の連絡	16
4. 2	雨量及び水位の観測と通報及び伝達	19
4. 3	洪水予報	20
4. 4	水位周知（県管理河川）	22
4. 5	水防警報（国管理河川）	25
4. 6	水防警報（県管理河川）	27
4. 7	河川等の巡視	30
4. 8	水防機関の出動と出動後の水防活動	30
4. 9	水防協力団体	37
4. 10	決壊に際しての措置	38
4. 11	避難のための立退	39
4. 12	水防資材器具等の整備並びに輸送	39
4. 13	記録、報告	40

## 資料編 目次

### 別表

1	水位観測所	4 1
2	雨量観測所	4 2
3	重要水防区域	4 3
4	危険な箇所	4 4
5	水門・樋門一覧表	5 2
6	ダム一覧表	5 3
7	ダム機能表	5 3
8	八戸ダム通報系統図	5 4
9	浜原ダム通報系統図	5 5
10	排水ポンプ車出動に伴う連絡体系図	5 6
11	江津市水防団連絡系統図（一般電話）	5 7
12	江津市水防団連絡系統図（防災行政無線（移動系））	5 8
13	水防団編成表	5 9
14	水防団の配置及び連絡先	6 0
15	水防状況記録表	6 1
16	川増水状況表	6 3
17	洪水予報表	6 4
18	水位到達情報発表様式	6 6
19	水防警報（国土交通省管理河川）用紙	7 2
20	水防警報（県管理河川）用紙（1）	7 3
21	水防警報（県管理河川）用紙（2）	7 4
22	水防警報（県管理河川）用紙（3）	7 5
23	水防警報（県管理河川）用紙（4）	7 6
24	水防警報（県管理河川）用紙（5）	7 7
25	出水様式－2（1）	7 8
26	出水様式－2（2）	7 9
27	出水様式－3	8 0
28	出水様式－4	8 1
29	水防活動報告様式	8 2
30	市有水防倉庫並びに現有資材器具	8 3
31	水防資材器具即時調達可能数量	8 4
32	資材調達可能店	8 4
33	車両借上調達表	8 5
34	水防団船艇数	8 5
35	身分証書	8 6
36	優先通行標識	8 6
37	公用負担命令権限証	8 7
38	公用負担命令票	8 7
参考資料		
図	－ 1 各種水防工法	8 8
資料	－ 1 過去の出水による水位の記録	102

# 第1章 総 則

## 1.1 水防計画の目的及び定義

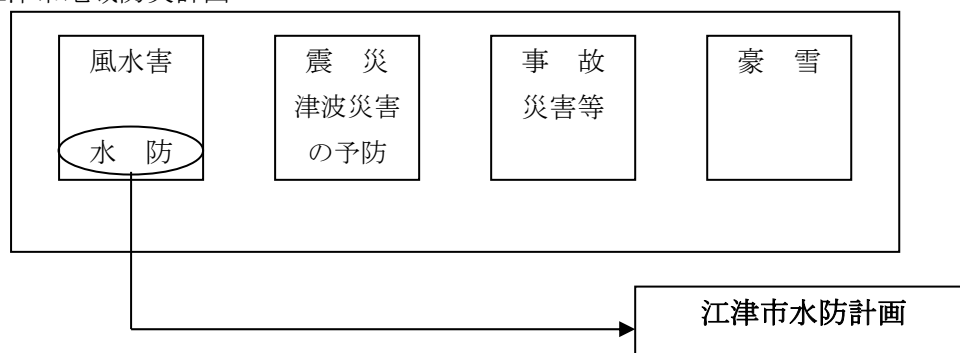
この計画は、水防法第33条並びに島根県水防計画に基づき、江津市内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川、海岸の洪水津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表するよう努める。

## 1.2 江津市地域防災計画との関係

江津市地域防災計画は、風水害予防計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものと規定されている。また、津波災害の予防についても江津市地域防災計画によるほか本計画による。

江津市地域防災計画



## 1.3 用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

島根県 水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
水防支部	1. 水防本部の出先機関として各県土整備事務所（局）内に常置している機関で、事務所（局）長を支部長としている。 2. 土木事業所を所管する水防支部においては、土木事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
水防管理団体	市町村。(法2②)
水防管理者	水防管理団体である市町村の長。(法2③)
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。(法4)
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長。(法2⑤)
消防職員	消防本部員、消防署員。
重要水防区域	過去の出水により甚大な被害があり今後もそのおそれが大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水及び高潮に伴う溢水、漏水、洗掘等により決壊が予想される箇所。
浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域。
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法10②、法11①、気象業務法14の2②,③)
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は避難準備情報の発表判断の目安とする。
はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難勧告等発令の判断の目安とする。
はん濫発生情報	はん濫が発生したとき、あるいははん濫が継続しているときに発表される。市町村は逃げ遅れた住民の避難誘導や救援活動が必要となる。
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法2⑧、法16)
水位周知河川	国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めたはん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法13①、②)
水位到達情報	国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、下記のあらかじめ定められた水位の到達に関する情報。
水防団待機水位 （通報水位）	洪水又は高潮の恐れがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。(法12①)
はん濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。水防団の出動の目安となる水位である。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。(法12②)
避難判断水位	はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位。
はん濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、はん濫のおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（「法」とは水防法をいう。）

## 水位決定根拠

はん濫危険水位

検討 計画高水位もしくは天端からリードタイムを考慮した水位のいずれか低い方の水位  
※リードタイム：避難勧告の発令、情報伝達及び避難等に要する時間

避難判断水位

検討 はん濫危険水位に達するまでの間に避難所を開設するのに必要な時間を考慮した水位

はん濫注意水位

1) 改修済み河川  
検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約5割の水位  
検討② 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位  
検討③ 約3年に一回起こる程度の水位

2) 未改修部の河川  
検討① 平均低水位から堤防上端までの5割程度の水位  
検討② 約3年に一回起こる程度の水位

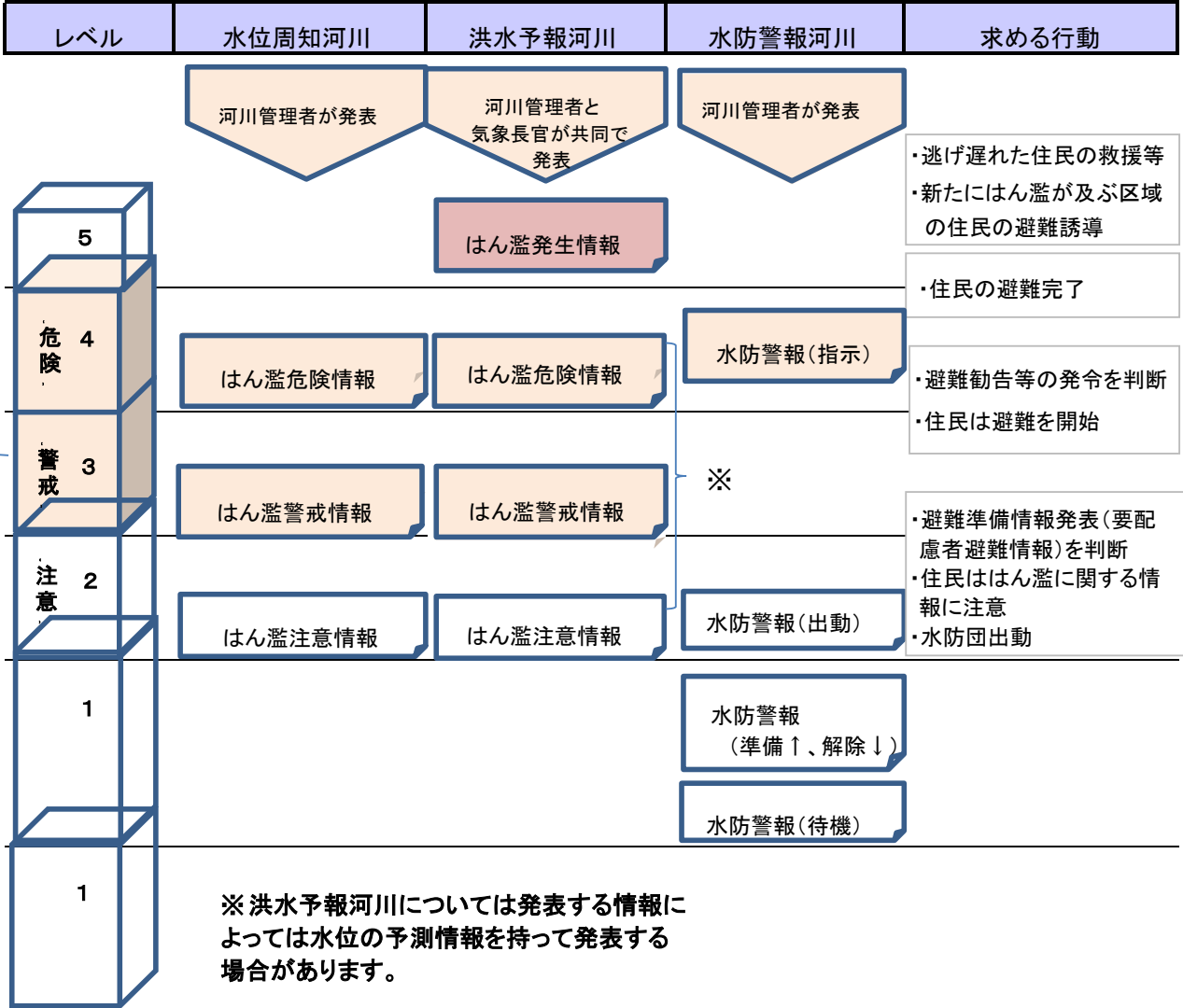
融雪洪水河川、急流河川等災害の起こる恐れがある地域特性や既往洪水の被害発生状況なども考慮して総合的に定める。

水防団待機水位

1) 改修済みの河川  
検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約2割の水位  
検討② 1年に5～10回起こる程度の水位

水防団待機水位からはん濫注意水位に到達する時間を考慮して定める。

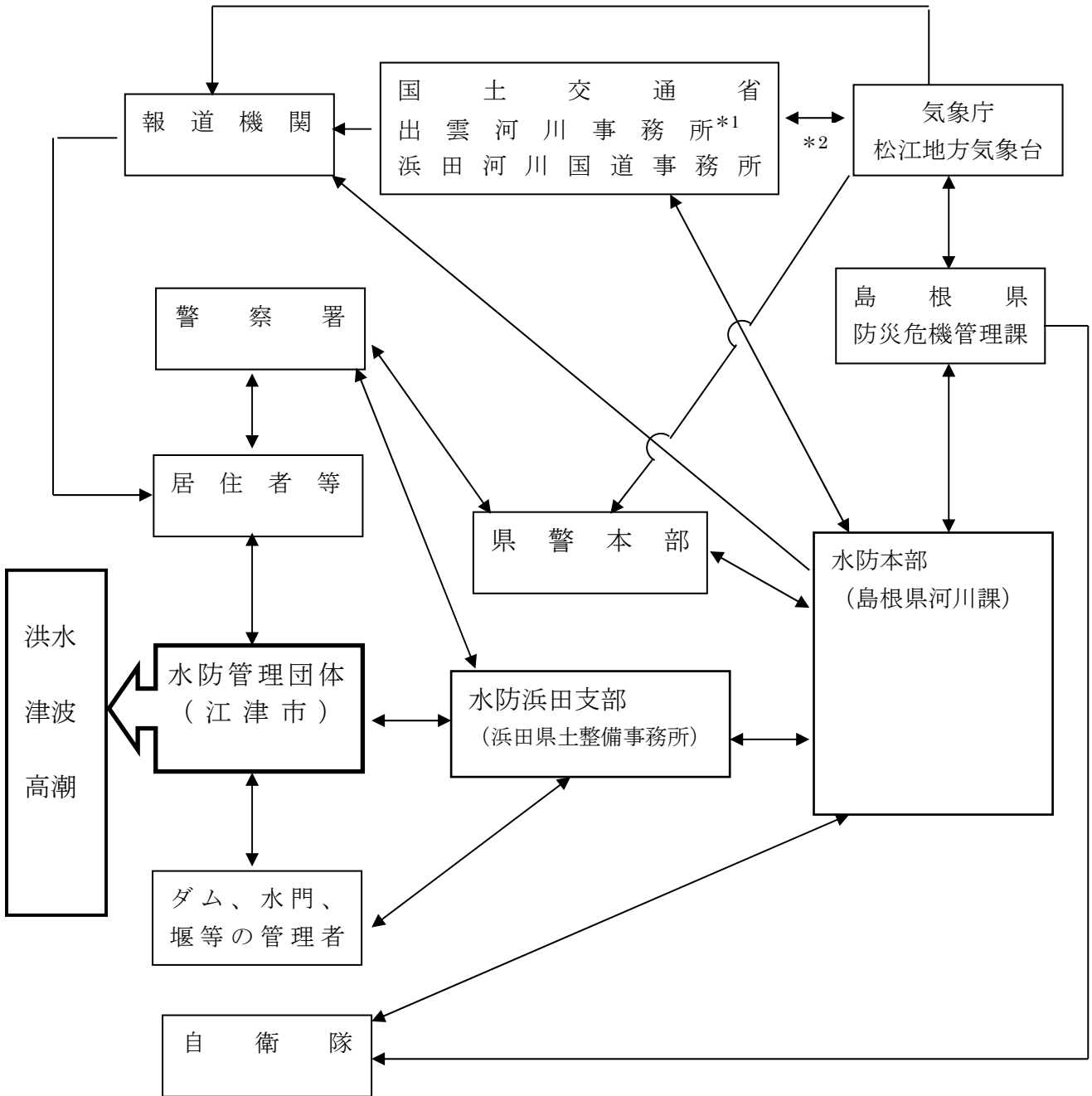
水位概念図



## 第2章 水防組織と責任

### 2.1 島根県下の水防組織

洪水、雨水出水、津波又は高潮の際には、島根県、水防管理団体、国土交通省、気象庁、警察本部等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防にあたるものとする。



\* 1 : 中海については国土交通省出雲河川事務所において鳥取県とも情報を交換している。

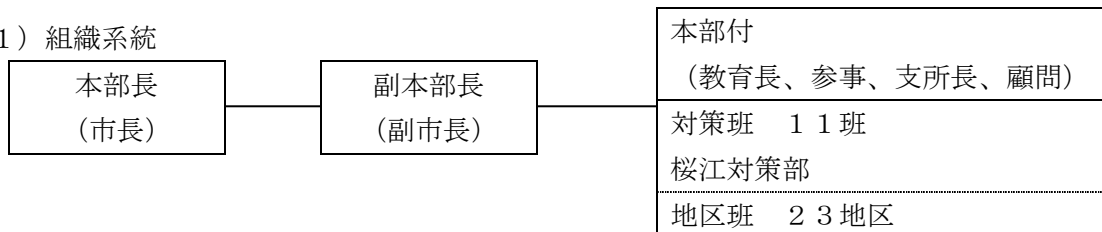
\* 2 : 松江地方気象台は、出雲河川事務所及び浜田河川国道事務所間のみ情報を交換している。



## 2.2 江津市の水防組織

水防管理者である江津市（以下「市」という。）は、水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等により、洪水、雨水出水、津波及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で業務を行う。

### (1) 組織系統



### 対策班（部）の構成及び事務分掌

班	班長	班員	業務内容
総務班	[班長] 総務課長  [副班長] 議会事務局長	総務課員  議会事務局員	1. 水防対策の総合企画に関する事。 2. 市水防本部の設置及び運営に関する事。 3. 水防危険箇所の調査、点検に関する事。 4. 応急対策資材の調査に関する事。 5. 危険箇所総合対策に関する事。 6. 渉外に関する事。 7. 避難命令、その他本部命令の伝達に関する事。 8. 陳情計画に関する事。 9. 水防対策費予算の執行に関する事。
人事班	[班長] 人事課長 [副班長] 会計課長	人事課員  会計課員	1. 災害対策各班への対応体制及び連絡に関する事。 2. 災害対策班員及び地区班要員等の動員に関する事。 3. 関係機関の災害派遣及び連絡調整に関する事。 4. 災害見舞及び視察に関する事。 5. 職員のり災給付に関する事。
情報班	[班長] 政策企画課長 [副班長] 政策企画課主査 地域振興室長 情報統計室長	政策企画課員 地域振興室員 情報統計室員	1. 気象通報及び被害状況報告の收受。 2. 各地区班からの情報収集及び処理。 3. 水防浜田支部との連絡及び報告に関する事。 4. 災害状況の種類別集計及び作表等に関する事。 5. 被災状況の発表に関する事。 6. 被災地の現地調査に関する事。 7. 災害記録の編さんに関する事。 8. 被害写真の作成に関する事。 9. 災害対策本部の秘書に関する事。

<p>管理班</p>	<p>[班長] 財政課長 [副班長] 財政課主査 税務課長</p>	<p>財政課員  税務課員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資材物資の調達に関する事。</li> <li>2. 義援金、救護物資の受付に関する事。</li> <li>3. 水防関係費の出納に関する事。</li> <li>4. 水防関係物品の出納に関する事。</li> <li>5. 車両の確保及び配車に関する事。</li> <li>6. 資材、物資、物品、人員等の輸送に関する事。</li> <li>7. 炊き出しに関する事。</li> <li>8. 市有財産及び公共建造物の災害対策に関する事。</li> </ol>
<p>教育班</p>	<p>[班長] 学校教育課長 [副班長] 社会教育課長</p>	<p>学校教育課員  社会教育課員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害防御及び指導。</li> <li>2. 児童生徒（園児）の退避命令に関する事。</li> <li>3. 教育、社会教育施設の災害対策及び被害状況調査並びに復旧計画に関する事。</li> <li>4. 情報班への被害速報及び県教委への報告に関する事。</li> <li>5. 応急教育（休校）に関する事。</li> <li>6. 文化財の災害対策に関する事。</li> <li>7. 避難所の設置及び避難者の誘導、収容並びに輸送に関する事。</li> </ol>
<p>農林水産班</p>	<p>[班長] 農林水産課長 [副班長] 農林水産課主査 農委局長</p>	<p>農林水産課員  農委局員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害防御及び指導。</li> <li>2. 県及び農林団体との連絡に関する事。</li> <li>3. 被害状況調査、情報班への速報に関する事。</li> <li>4. 災害応急対策及び復旧計画に関する事</li> <li>5. 被災者への融資、生産資材のあっせん及び家畜衛生病虫害に関する事。</li> </ol>
<p>商工班</p>	<p>[班長] 商工観光課長 [副班長] 選管監査局長</p>	<p>商工観光課員  選管監査局員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 緊急物資のあっせん、調達に関する事。</li> <li>2. 被災商工業者に対する金融並びに施設災害に関する事。</li> <li>3. 観光施設災害に関する事。</li> </ol>
<p>土木・建設班</p>	<p>[班長] 土木建設課長 [副班長] 土木建設課主査 災害復旧室長 都市計画課長 中心市街地 再生室長</p>	<p>土木建設課員  災害復旧室員 都市計画課員 中心市街地 再生室員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害防御及び指導。</li> <li>2. 国、県及び建設業者との連絡に関する事。</li> <li>3. 被害状況調査、情報班への速報に関する事。</li> <li>4. 災害応急対策及び復旧計画に関する事。</li> <li>5. 交通不能箇所調査、交通止め及び応急対策に関する事。</li> <li>6. 労務に関する事。</li> <li>7. 一般住宅及び公営住宅の被害調査、情報班への速報に関する事。</li> <li>8. 被害者救助用仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>9. 被災者に対する融資に関する事。</li> <li>10. 住宅確保及び応急対策に関する事。</li> <li>11. 樋門の管理及び操作に関する事。</li> </ol>

上下水道班	〔班長〕 水道課長 〔副班長〕 水道課主査 下水道課長	水道課員  下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害状況調査、情報班への速報に関する事。</li> <li>2. 災害対策資材の調達確保に関する事。</li> <li>3. 水源の確保及び飲料水の補給に関する事。</li> <li>4. 災害応急対策及び災害復旧計画に関する事。</li> <li>5. 災害防御及び指導。</li> <li>6. 樋門の管理及び操作に関する事。</li> </ol>
援護班	〔班長〕 社会福祉課長 〔副班長〕 子育て支援課長 健康医療対策課長	社会福祉課員 子育て支援課員 健康医療 対策課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療品及び衛生資材の確保に関する事。</li> <li>2. 応急救護所の設置、応急医療及び助産に関する事。</li> <li>3. 感染病予防及び防疫に関する事。</li> <li>4. 県更生機関との連絡に関する事。</li> <li>5. 社会福祉施設の被害状況調査、情報班への速報及び浜田保健所への報告に関する事。</li> <li>6. 保育所等福祉施設の収容児の退避命令に関する事。</li> <li>7. 被災者の救援物資の配分に関する事。</li> <li>8. 更生資金の融資に関する事。</li> <li>9. 災害救助法、水難救護法に関する事。</li> <li>10. 災害ボランティアに関する事。</li> <li>11. 災害廃棄物の処理に関する事。</li> </ol>
衛生班	〔班長〕 市民生活課長 〔副班長〕 保険年金課長 人権啓発 センター長	市民生活課員  保険年金課員 人権啓発 センター員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県衛生機関との連絡に関する事。</li> <li>2. ごみ・獣育の処理に関する事。</li> <li>3. し尿処理に関する事。</li> </ol>
桜江対策部	〔班長〕 支所長 〔副班長〕 次長	総務係員	対策班の業務を総括的に担う。
地区班	本部長が指名する職員	本部長が指名する職員	地区水防活動に関する事

## 2.3 水防関係機関一覧表

### 1. 水防管理団体関係

名称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備考
江津市役所	江津市江津町 1525	総務課	0855-52-2501 561-2-1313	0855-52-1380 561-1	
江津市桜江支所	江津市桜江町 川戸 11-1	総務係	0855-92-1211 546-3	0855-92-0905 546-1	
江津邑智消防組合 消防本部	江津市渡津町 961-19		0855-52-0119	0855-52-0201	
江津消防署	江津市渡津町 961-19		0855-52-0119	0855-52-1855	

### 2. 水防本部、水防支部等（県関係）

名称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備考
島根県水防本部	松江市殿町 1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	
水防浜田支部	浜田市片庭町 254	業務部 総務課	0855-29-5655 325-2-5655	0855-29-5691 325-2-5691	
島根県 防災危機管理課	松江市殿町 1	防災 グループ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
八戸ダム管理所	江津市桜江町 八戸 1661-9		0855-92-1361 343-211	0855-92-0907 343-230	
浜田県土整備 事務所	浜田市片庭町 254	八戸ダム 管理課	0855-29-5655 325-2-5655	0855-29-5691 325-2-5691	
江津警察署	江津市江津町 1016-48	総務課 警備係	0855-52-0110 583-5	0855-52-1777	

### 3. 国の機関

名称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備考
国土交通省 浜田河川国道事 務所	浜田市相生町 3973	河川管理課	0855-22-2480 736-356	0855-23-5023 736-339	
浜田河川国道事 務所 江の川下流出張 所	江津市渡津町 2011-2		0855-52-2926	0855-52-2961	
第八管区海上保 安本部 浜田海上保安部	浜田市長浜町 1785-16	警備救難課	0855-27-0770	0855-27-0771	
松江地方气象台	松江市西津田 7-1-11		0852-21-4958	0852-21-6656	
陸上自衛隊 第 13 偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	警備	0853-21-1045	0853-21-1045	

#### 4. 鉄道、通信、電話、電力

名 称	所在地	担当部課 グループ名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備 考
西日本旅客鉄道 (株)米子支社	米子市弥生町 2	施設課	0859-32-8105 夜・休日(施設指令) 0859-32-6383	0859-32-5830 夜・休日(施設指令) 0859-32-5378	
西日本旅客鉄道 (株)浜田鉄道部	浜田市浅井町 802		0855-22-0388		
西日本電信電話 (株)島根支店	松江市東朝日 町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株) 島根支社	松江市母衣町 115	島根支社総務 グループ	0852-27-1113	0852-32-0620	
中国電力(株) 浜田営業所	浜田市黒川町 129-5		0855-22-8612	0855-22-8620	

#### 5. 報道機関

名 称	所在地	支社・支局等	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX 防災行政無線 FAX	備 考
日本放送協会 (NHK)	松江市灘町 1-21	松江放送局	0852-26-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送 (BSS)	松江市殿町 111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海テレビジ ョン放送(株) (NKT)	松江市袖師町 2-38-201	松江本社	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央テレビ ジョン放送(株) (TSK)	松江市西川津町 721	本社	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
(株)テレビ朝日	松江市御手船場 町 549-1	松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	
(株)エフエム山陰	松江市殿町 383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
石見ケーブルビ ジョン(株)	浜田市竹迫町 2886		0855-23-4883	0855-23-4853	
山陰中央新報社	松江市殿町 383	松江本社	0852-32-3320	0852-32-3520	
〃	江津市	江津支局	0855-52-2347	0855-52-2351	
中国新聞社	松江市内中原町 24	松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
〃	浜田市	浜田支局	0855-22-1845	0855-24-0061	
朝日新聞社	松江市南田町 32	松江総局	0852-23-3330	0852-27-2308	
〃	浜田市	浜田支局	0855-22-0442	0855-22-0443	
毎日新聞社	松江市母衣町 83-3	松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
〃	浜田市	浜田支局	0855-22-4477	0855-22-4476	
読売新聞社	松江市母衣町 95-1	松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
〃	浜田市	浜田支局	0855-22-1101	0855-22-1102	
産経新聞社	松江市千鳥町 15	松江支局	0852-21-3169	0852-32-5318	
日本経済新聞社	松江市殿町 126	松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
新日本海新聞社	松江市殿町 111	松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392	
島根日日新聞社	松江市内中原町 230	松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205	
共同通信社	松江市殿町 383	松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149	
時事通信社	松江市未次町 23	松江支局	0852-21-3594	0852-21-3597	

## 2. 4 水防の責任等

### 1. 水防管理団体〔江津市〕の責任（法3、法9、法15、法17、法33）

- (1) 区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。
- (2) 指定管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- (3) 指定管理団体の水防管理者は、毎年増水期までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- (4) 指定管理団体の水防管理者は、(2)により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては市町村防災会議に諮るとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (5) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- (6) 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- (7) 区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (8) 水防警報の発表があつたとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。
- (9) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。
- (10) 洪水浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項において定めるものとする。
  - ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
  - ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う洪水、雨水出水、又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
  - ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
    - イ 地下街等
    - ロ 要配慮者利用施設
    - ハ 大規模な工場その他の施設（申出があつた施設に限る）

### 2. 水防本部（県）の責任

（法3の6、法7、法10、法11、法14、法16、法33、法47、法48）

- (1) 県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。
- (2) 水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年出水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。
- (3) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(洪水予報河川)
- (4) 知事が指定した河川について、気象庁長官(松江地方気象台長)と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(洪水予報河川)
- (5) 国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(水位周知河川)
- (6) 水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(水位周知河川)
- (7) 国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (8) 水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (9) 指定水防管理団体から水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届け出を受けなければならない。
- (10) 知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。

### 3. 気象庁(松江地方気象台)の責任(法10、法11)

- (1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣と共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- (3) 知事が指定した河川について、知事（島根県土木部河川課長）と共同して洪水予報を公表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

#### 4. 国土交通省(浜田河川国道事務所)の責任 (法10②、法13①、法16)

- (1) 国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を公表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官(松江地方気象台長)と共同して洪水予報を公表し、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 国土交通大臣が指定した河川について、はん濫危険水位等に達した場合、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

#### 5. 報道、通信機関の責任 (法10、法11、法13、法27)

- (1) 報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して公表した洪水予報、知事と気象庁長官が共同して公表した洪水予報及び国、県が公表したはん濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。
- (2) 通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

#### 6. ダム設置者の責任 (河川法46)

ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

#### 7. 居住者等の義務 (法24)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から出勤の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

## 2.5 水防訓練等

### 1. 水防訓練

市は、毎年増水期前に原則1回水防に関する訓練を行う。

### 2. 連絡協議会

市は、毎年増水期前に、関係機関との連絡協議会を開催し、危険箇所の現地確認を行う。



# 第3章 水防体制

## 3.1 江津市水防本部の体制

### 1. 業務の開始

江津市水防本部（以下「市水防本部」という。）は、水防に関する気象等予警報を受けたときは、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

### 2. 業務の体制

市水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

水防本部	種別	時期	体制の決定	体制の内容	業務
本部設置前	事前体制	大雨警報、洪水警報、高潮警報が発表されたとき 津波注意報が発表されたとき 河川の水位が水防団待機水位に達したとき		総務課長 総務課長補佐 総務課防災係員 総務課行政係員 桜江支所長・次長 支所総務係員	1. 情報の收受及び伝達
	第1災害体制	災害発生の危険があるとき 河川の水位がはん濫注意水位に達した時	危機管理監が副市長と協議し決定	教育長・参事職全員・課長職全員 総務課全員・支所全員 1. 水防対策を実施するに必要な人員 2. 必要と認める地区班担当員	1. 気象通報の收受及び伝達 2. 各種機関への連絡 3. 被害状況の把握及び報告 4. 対策本部の設置準備
本部設置後	第2災害体制	災害の危険が極めて増大したとき 又は、災害が発生したとき 河川の水位が避難判断水位に達した時	市長、副市長、危機管理監が協議し決定	全職員	1. 災害予防の指示 2. 災害応急対策等の指示 3. 気象、河川等の状況把握 4. 水防団との連絡調整
	第3災害体制	災害が発生し、更に被害が増大するとき	水防本部が決定	全職員	1. 災害対策全般
地区班及び派遣班		避難が開始され区要員の派遣が必要とされたとき若しくは、災害が発生し、その地区班が必要と判断されるとき	各災害体制の決定に従う	(地区班員) 地区職員(2~6名) (派遣班員) 被害状況に応じて随時編成	(地区班) 避難状況、巡回警戒、被害収集報告、水防団・自治会との連絡調整、資材の現地調達 (派遣班) 災害防御の指導、地元協力体制等

\*体制の内容については、災害の規模や時間等を勘案し、各体制区分の長がその人数を調整する。

\*江の川の水位については、川本、谷住郷、川平の各水位観測所の数値を参考とする。

## 3.2 水防団の設置

### 1. 水防団の編成及び配置

水防団の編成は、市の消防団の組織をもってこれにあて、別表-13の

とおりとする。

## 2. 水防団員の任務

ア 水防団長は、江津市水防本部長（以下「市水防本部長」という。）の命により水防を実施する。

イ 水防副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代行する。

ウ 分団長は、管轄区域内の水防を担当し、副分団長は分団長を補佐し、その他の団員は、上司の命を受け水防に従事する。

## 3. 水防団の呼称

消防分団の分団名を冠して呼称する。

### 3.3 警察署、消防機関、その他関係機関との連絡

#### 1. 警察署及び消防機関との連絡

市は、江津警察署及び江津邑智消防組合消防本部、江津消防署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておく。

#### 2. その他関係機関との連絡

市長は、第2災害体制になった場合及びその他必要がある場合は、その旨関係各機関に通報する。

## 第4章 水防活動

### 4.1 気象状況の連絡

#### 1. 気象等注意報・警報の発表

松江地方気象台は、次の基準に達すると予想した場合、気象等注意報及び警報を発表する。

#### (1) 水防に関する気象等注意報の種類と発表基準（江津市）

（府県予報区：島根県 一次細分区域：西部 市町村等をまとめた区域：浜田地区）

種 類	体制配備の基準
大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。 ・ 1時間雨量が 30mm 以上 ・ 土壌雨量指数 <sup>*1</sup> が 94 以上
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇により、災害が起きるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合。 ・ 潮位基準 0.8m
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。 ・ 1時間雨量が 30mm 以上 ・ 八戸川流域の流域雨量指数 <sup>*2</sup> が 11 以上

\* 1：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。

\* 2：流域雨量指数とは、流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。

#### (2) 水防に関する気象等警報の種類と発表基準（江津市）

（府県予報区：島根県 一次細分区域：西部 市町村等をまとめた区域：浜田地区）

種 類	体制配備の基準
大雨警報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。 ・ 1時間雨量が 50mm 以上 （浸水害） ・ 土壌雨量指数が 157 以上 （土砂災害）
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合。 ・ 潮位基準 1.2m
洪水警報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。 ・ 1時間雨量が 50mm 以上 ・ 八戸川流域の流域雨量指数が 17 以上

※ 平成22年5月27日から、気象庁の発表する気象等注意報、警報が、市町村単位での発表に変更となっている。

## 2. 気象等情報の発表

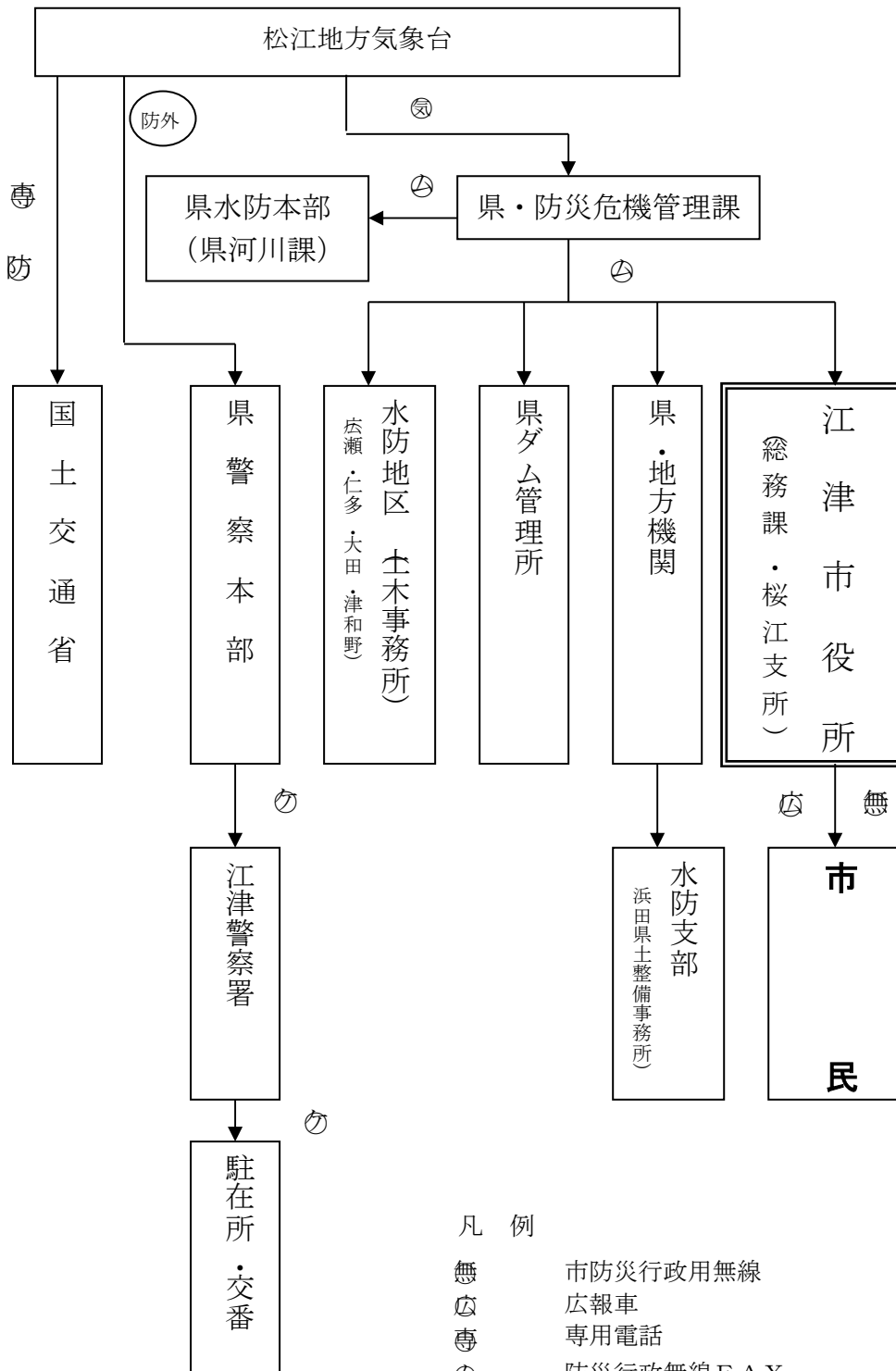
松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報や注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に情報を発表する。

なお、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス雨量、及び島根県等の観測雨量、又は解析雨量で1時間降水量が100mm以上の雨量を観測又は解析した場合に発表する。

## 3. 気象等の予警報情報の伝達

市は、水防に関する気象等の予警報情報を受け必要があると認められた場合は、水防団を始めとする水防関係者及び市民へ速やかに周知徹底を図る。

気象等注意報・警報・情報伝達系統図



凡 例

- 無 市防災行政用無線
- ⑥ 広報車
- 専 専用電話
- ④ 防災行政無線FAX
- ⑦ 警察電話
- ⑤ 庁内電話
- ⑧ NTT電話
- 防外 防災情報提供システム（専用回線以外）
- 防 防災情報提供システム（専用回線）
- ⑧ 気象情報伝送処理システム
- 無印 適宜の方法

## 4.2 雨量及び水位の観測と通報及び伝達

### 1. 雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位のテレメータ観測所を次の表で示す観測システムにより監視できる。これらデータは、最短10分毎に速報値として更新される。

雨量・水位の観測システム	所管	情報の内容	レーダ	時間	累計	国管理	県管理	県ダム	気象等
			雨量	雨量	雨量	河川水位	河川水位	諸量	注警報
江津市防災行政用無線システム	江津市	気象収集観測装置により観測した市内の雨量情報を防災行政無線により放送		○	○				
島根県総合防災情報システム	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム	◎	○	○		○		◎
島根県水防情報システム	島根県 河川課	河川課及び農地整備課砂防課所管データ（国土交通省が管理する河川水位の一部情報あり）		◎	◎	○	◎	◎	○
インターネット 【しまね防災情報】 (PC版) <a href="http://www.bousai-shimane.jp/">http://www.bousai-shimane.jp/</a> (携帯版) <a href="http://www.bousai-shimane.jp/">http://www.bousai-shimane.jp/</a>	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報	◎	○	○				◎
インターネット【島根県水防情報】 <a href="http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html">http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html</a>	島根県 河川課	島根県水防情報システム		◎	◎	○	◎	◎	○
メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報				○	○		○
携帯電話 【国土交通省 川の防災情報】 <a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>	国土交通省	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム及び国土交通省が管理する河川の一部情報	○	○	○	◎	○	○	
インターネット 【島根県砂防課土砂災害リアルタイム雨量】 <a href="http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryou/www/uryou/index.html">http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryou/www/uryou/index.html</a>	島根県 砂防課	土砂災害が発生する恐れを知らせる危険度情報							
インターネット 【国土交通省ホームページ】 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	国土交通省	斐伊川、江の川、高津川に関する国土交通省が管理する河川の情報（島根県河川課ホームページからリンクしている）							
インターネット 【気象庁ホームページ】 <a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>	気象庁	島根県内の気象庁管理（アメダス）の雨量							
インターネット 【防災情報提供センター】 <a href="http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/">http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</a>	国土交通省	国土交通省（河川局・気象庁・道路局）管理の雨量							

\*土砂災害予警報システムは、雨が降り止んでから24時間経過するとリセット（ゼロ）となるが、他のシステムでは12時間経過するとリセットとなる。但し、水防情報システムのダム所管テレメータについては、ダム毎にリセット時間が異なる。

### 2. 雨量及び水位の観測

市は、所管する雨量の正確な情報の把握に努める。

1) 時間雨量50mm以上

2) 降り始めから総雨量が150mm以上

のいずれかとなった場合は、その後1時間（毎正時）又は10分毎の時間雨量及び河川水位を記録する。

### 3. 水位の通報

- (1) 市は、水防に関する気象予警報の連絡を受け、増水のおそれがあると認めたととき、又は河川が水防団待機水位に達したときは、常に所管する水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視する。
- (2) 市は、水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に関する情報を受けた場合、その時刻と水位を直ちに水防団及び関係機関に通報するとともに、関係する市民に伝達する。

#### 4. ダムからの通報

##### (1) 浜原ダム及び八戸ダムからの通報

浜原ダム及び八戸ダムより次の事項について通報がある。

- (ア) ダム操作規則に定める通報。
- (イ) ダム操作規則に定められている洪水時となった場合、洪水が終了するまでの1時間（毎正時）ごとの下記の事項について通報。
  - (A) 雨量、流入量、放流量、貯水位
  - (B) ダムの管理状況

- (2) 上記通報があった場合、関係機関に速やかに通報するとともに関係する市民に伝達する。

### 4.3 洪水予報

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と気象庁長官（松江地方気象台長）は、2以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次により共同して洪水予報を発表する。

#### 1. 洪水予報を行う河川及びその範囲（江津市関係分）

河川名	実施区域	基準地点
江の川 下流	広島・島根県境から海まで	谷住郷 川平

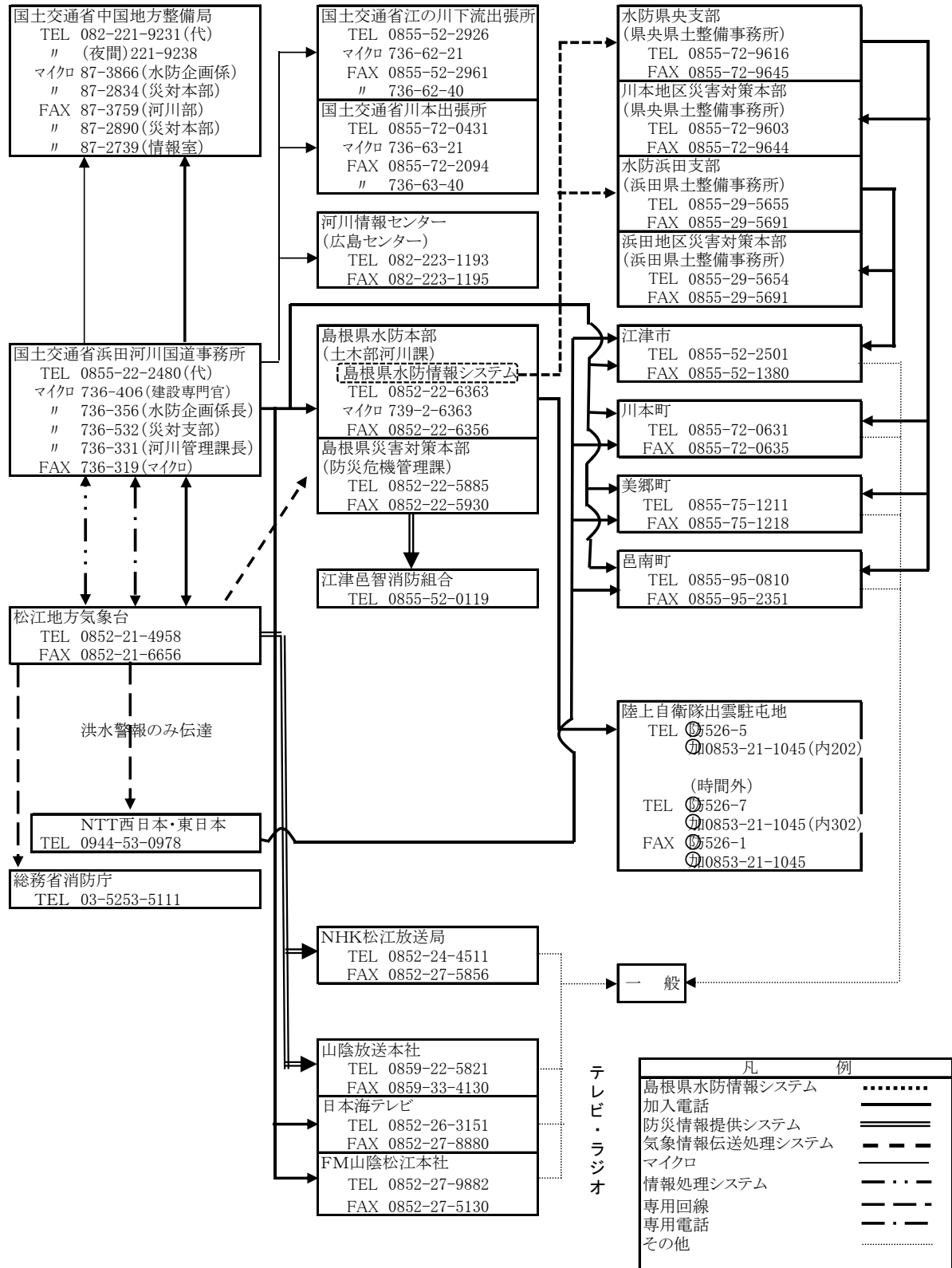
#### 2. 洪水予報の種類と発表基準

種類	標 題	発 表 基 準
洪水注意報	(〇〇)川はん濫注意情報	洪水予報対象観測所の水位がはん濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
洪水警報	(〇〇)川はん濫警戒情報	洪水予報対象観測所の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
	(〇〇)川はん濫危険情報	洪水予報対象観測所の水位が、はん濫危険水位に到達したとき
	(〇〇)川はん濫発生情報	洪水予報を行う区域において、はん濫が発生したとき

#### 3. 発表の様式

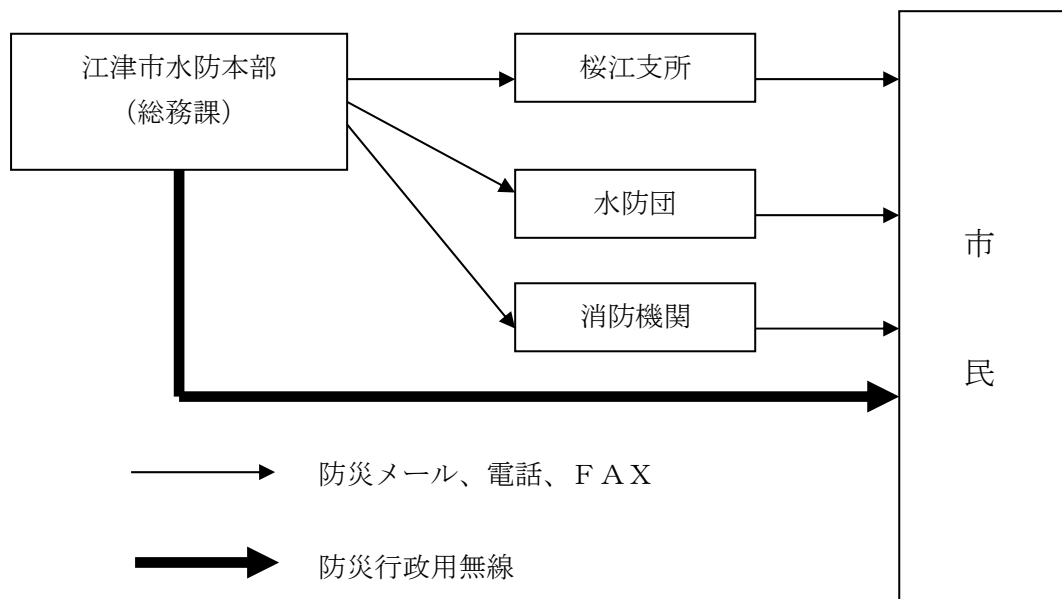
江の川（下流）洪水予報 ・ ・ ・ ・ 別表－17

#### 4. 江の川（下流）洪水予報伝達系統図





\*江の川（下流）洪水予報伝達系統図（江津市）



#### 4.4 水位周知(県管理河川)

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大または相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、別に定める発表基準により、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に到達した場合には、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

##### 1. 水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法

###### (1) 水位周知河川（県管理河川）の区域及び発表者（江津市関係分）

水系	河川名	区域	発表担当者
江の川	八戸川	左岸：江津市桜江町市山（546-1 地先）から江津市桜江町後山（江の川合流点）まで 右岸：江津市桜江町江尾（452 地先）から江津市桜江町川戸（江の川合流点）まで	水防浜田支部長
敬川	敬川	左岸：江津市敬川町（451 地先）から江津市敬川町（河口）まで 右岸：江津市敬川町（438 地先）から江津市敬川町（河口）まで	〃

(2) 水位到達情報の発表の基準となる水位観測所及び対象水防管理団体  
(江津市関係分)

河川名	観測所名	所在地	堤防高	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名 (地区名)
			上段：左岸 下段：右岸					
八戸川	江尾	江津市桜江町 市山	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	浜田
			6.66 5.13	3.30	2.80	2.60	1.70	
敬川	敬川橋	江津市敬川町	4.20	2.70	2.40	2.10	2.00	〃
			4.20					

(3) 水位到達情報の伝達は、次表に示す伝達系統により行うものとする。

(4) 水防支部は、(2)のはん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。

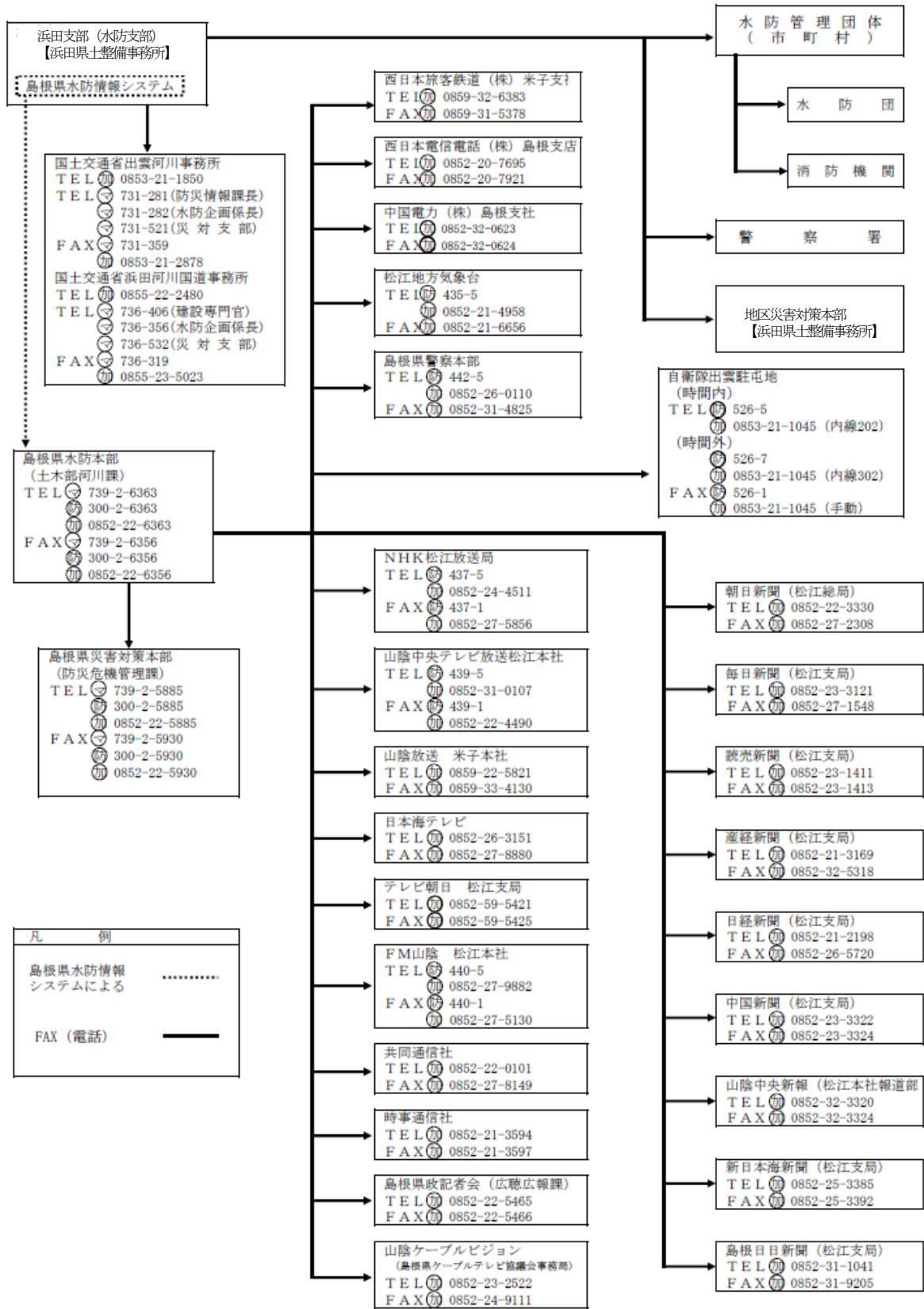
発表の様式は、別表-37号表のとおりとする。

発表基準

はん濫注意情報 (はん濫注意水位)	はん濫警戒情報 (避難判断水位)	はん濫危険情報 (はん濫危険水位※)
○	○	○

※はん濫危険水位は水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位と同義

③水位到達情報（県管理河川）伝達系統図



## 4.5 水防警報(国土交通省管理河川)

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表する。

### 1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

### 2. 水防警報の種類

発表段階	種類	内容
第1段階	待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適宜	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

(ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。)

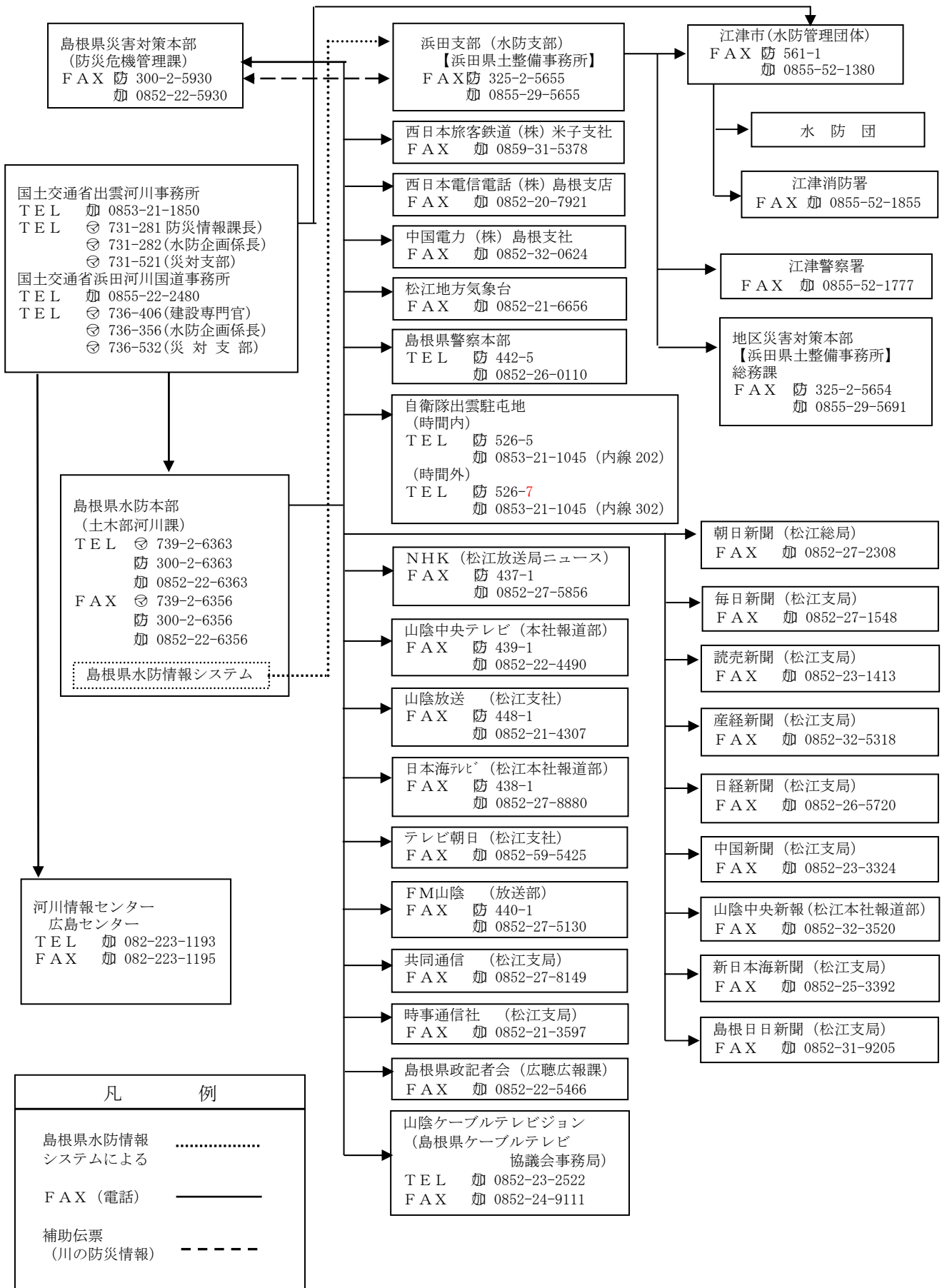
### 3. 水防警報（国土交通省管理河川）の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりである。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- (5) 発表の様式は別表－19のとおりとする

#### ①水防警報（国土交通省管理河川）指定河川、区域及び発表担当者（江津市関係分）

水系	河川名	区域	発表担当者	受報者
江の川	江の川 (下流)	左岸 邑南町上田 4,476 番地の 5 から海まで	国土交通省浜田 河川国道事務所長	島根県 河川課長
		右岸 美郷町上野田鹿尻 668 番地の 1 から海まで		

## ②水防警報（国土交通省管理河川）伝達系統図



③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体  
（江津市関係分）

河川名	観測所名	所在地	計画高水位	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名(地区名)
江の川	谷住郷	江津市桜江町谷住郷	18.092	9.20	8.60	7.70	5.60	県央 浜田
〃	川平	江津市松川町市村	16.904	9.70	9.20	8.40	6.30	浜田

④水防警報（国土交通省管理河川）発表の条件（江津市関係分）

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等によりはん濫注意水位を越えたと見込まれるときで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害のおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	はん濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動の上必要な情報。(適宜)	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位 (m) (水防団待機水位)	水位 (m)	水位 (m) (はん濫注意水位)	水位 (m) (はん濫危険水位)	
国土交通省浜田河川国道事務所発表						
江の川	谷住郷	5.60	6.70	7.70	9.20	
〃	川平	6.30	7.40	8.40	9.70	

## 4.6 水防警報(県管理河川)

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

4. 5. 1に同じ

2. 水防警報の種類

4. 5. 2に同じ

3. 水防警報（県管理河川）の発表、伝達方法

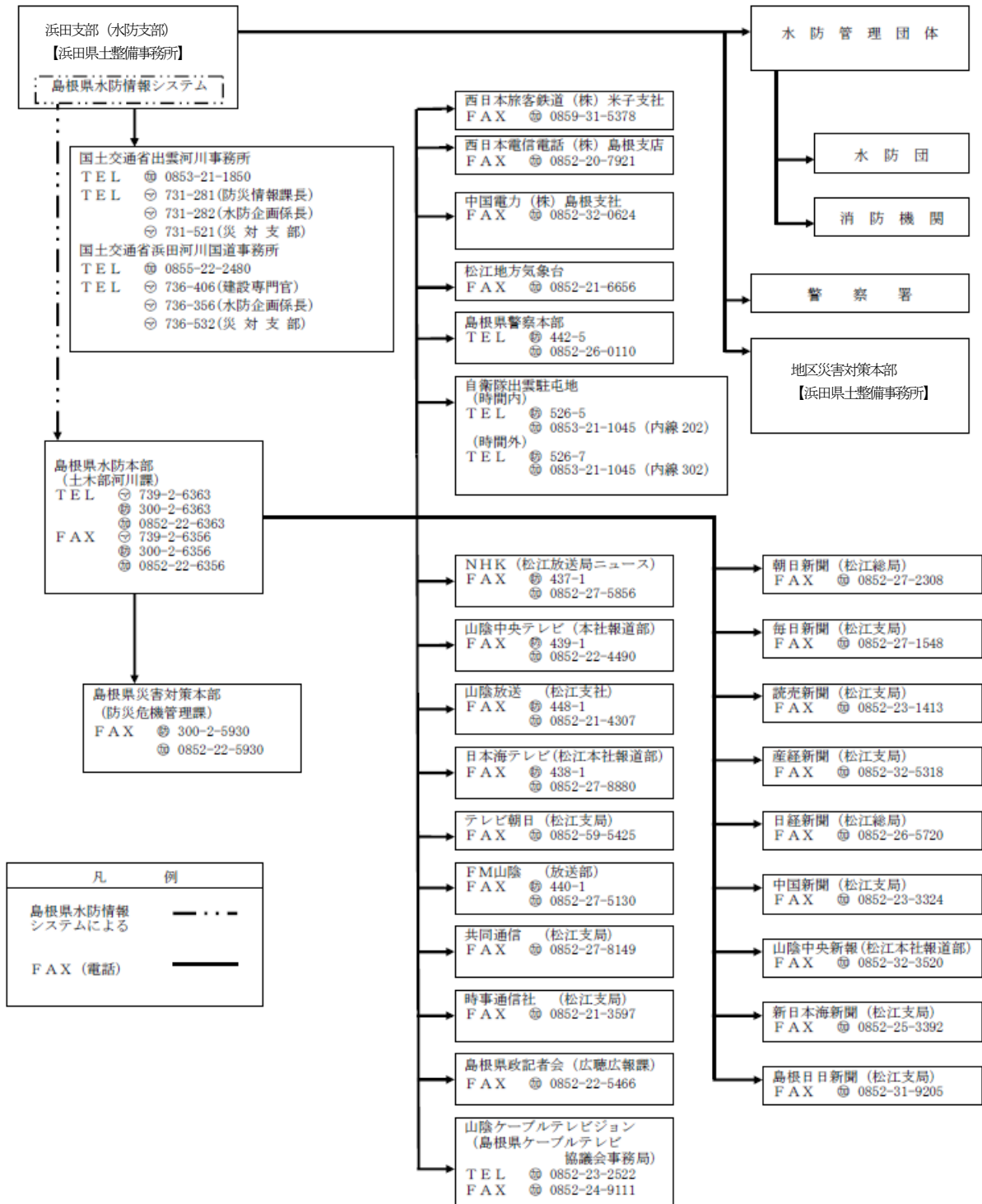
- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者等は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は、次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は、次図のとおりとする。
- (4) 発表の条件は、各水位観測所ごとに次表③のとおりとする。
- (5) 発表の様式は、別表－20～24号表のとおりとする。

①水防警報河川（県管理河川）、区域及び発表担当者（江津市関係分）

水系	河川名	区 域	発表担当者
江の川	八戸川	左岸：江津市桜江町市山（546・1 地先）から江津市桜江町後山（江の川合流点）まで 右岸：江津市桜江町江尾（452 地先）から江津市桜江町川戸（江の川合流点）まで	水防浜田支部長
敬 川	敬 川	左岸：江津市敬川町（451 地先）から江津市敬川町（河口）まで 右岸：江津市敬川町（438 地先）から江津市敬川町（河口）まで	”

## ②水防警報（県管理河川）伝達系統図

注）水防支部、水防管理団体は水位観測所ごとに次頁③に定める。





### ③水防警報（県管理河川） 発表の条件（江津市関係分）

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等によりはん濫注意水位を越えたと見込まれるときで、はん濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	はん濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	はん濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。（適宜）	水位がはん濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位（m） （水防団待機水位）	水位（m）	水位（m） （はん濫注意水位）	水位（m） （はん濫危険水位）	
八戸川	江尾	1.70	2.20	2.60	3.30	
敬川	敬川橋	2.00	—	2.10	2.70	

## 4.7 河川等の巡視

市は毎年増水期前に区域内の河川・海岸堤防等を巡視する。

巡視にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 危険な箇所(point)の点検、確認をすること。
- (イ) 上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。（法9）

## 4.8 水防機関等の出動と出動後の水防活動

### 1. 水防活動

- (1) 市は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、市水防本部を設置し水防活動を開始する。
- (2) 市水防本部は、河川がはん濫注意水位に達したときは、災害地区班を設置するとともに、何時でも全職員が出動できるように準備を整える。
- (3) 市水防本部は、気象警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、関係水防団に通知し、堤防の監視及び警戒配置につかせる。

### 2. 水防団等に対する伝達、出動及び活動

#### (1) 伝達

水防団への出動等の情報伝達は、防災行政無線又は防災メール等により行う。

#### (2) 出動

水防団員はそれぞれの区域内の河川が水防団待機水位到達した旨の連絡により待機し、はん濫注意水位到達の連絡により出動する。

市水防本部長又は水防団長から出動の命令があったときは、分団長は

直ちに分団員を出動させる。但し、出動の命令がない場合でも、その担当区域に水害の発生の恐れがあると認めるときは、必要な分団員を出動させ、その状況を速やかに市水防本部に報告する。

(3) 活動

分団長は、分団員が安全に水防活動を行えるよう配慮する。

水防団員は、自身の安全を確保したうえで活動にあたる。

(4) 応援出動

分団長は、水防活動に応援が必要と判断した場合は、直ちに市水防本部に要請する。

市水防本部長は、直ちに応援出動の分団を決定し、出動を発令する。

応援出動の命令を受けた分団長は、担当区域内の水防に支障がない限りこれに応じなければならない。

応援のために派遣された分団員は、応援を要請した担当区域の分団長の下に行動する。

(5) 速報事項

分団長は、河川、海岸の状況、水防活動の状況を速やかに市水防本部へ報告する。特に河川や海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに報告する。

市水防本部は、分団長から受けた水防活動状況及び被害状況について、「出水様式2(1)、2(2)、3、4」(別表25～28)により、水防浜田支部に報告する。

(6) 水防の解除

水防活動を必要とする出水状況等が解消した場合、市水防本部長は水防を解除する旨、分団長に連絡する。

分団長は、分団員の身体の状態を確認するとともに、水防活動に使用した水防資機材の点検、清掃等を行い保管場所に保管した後、分団員を解散する。

3. 優先通行(法18)

(1) 別表-36に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するとき、車両及び歩行者はこれに進路譲らなければならない。(法18)

(2) 警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。(災害対策基本法第76条の3第1項)

(3) 警察官は上記(2)の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。(同法第76条の3第2項)

(4) 警察官がその場にはいない場合、消防吏員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記(2)、(3)と同じ権限が与えられる。(同法第76条の3第3項、第4項)

#### 4. 緊急通行（法19）

消防職員及び水防団員が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。

#### 5. 警戒区域（法21）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

#### 7. 居住者に対する水防従事命令（法24）

市水防本部長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

#### 8. 公用負担（法28）

市水防本部長又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

1. 必要な土地の一時使用。
2. 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用。
3. 車両、その他の運搬用機器又は器具の使用。
4. 工作物、その他の障害物の処分。

ただし、これらの権限を行使する者は、別表－35の身分証明書を、またこの者委任を受けた者は、別表－37に示す証明書を呈示し、原則として別表－38の命令票を目的物の所有者、管理人又はこれらに準ずる者に交付してから行使する。

なお、市水防本部長は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### 9. 通信優先利用（法27）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

1. 警察通信施設
2. 気象官署通信施設
3. 鉄道通信施設
4. 電気事業通信施設

#### 10. 援助・応援（法22、23）

市水防本部長は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないと

きには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、市水防本部長の所轄の下に行動する。

#### 1 1. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法 8 3）

市長は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県防災危機管理課）にその旨を依頼する。

なお、詳細は「江津市地域防災計画」による。

#### 1 2. 費用負担（法 4 1、法 4 2、法 4 3 の 2）

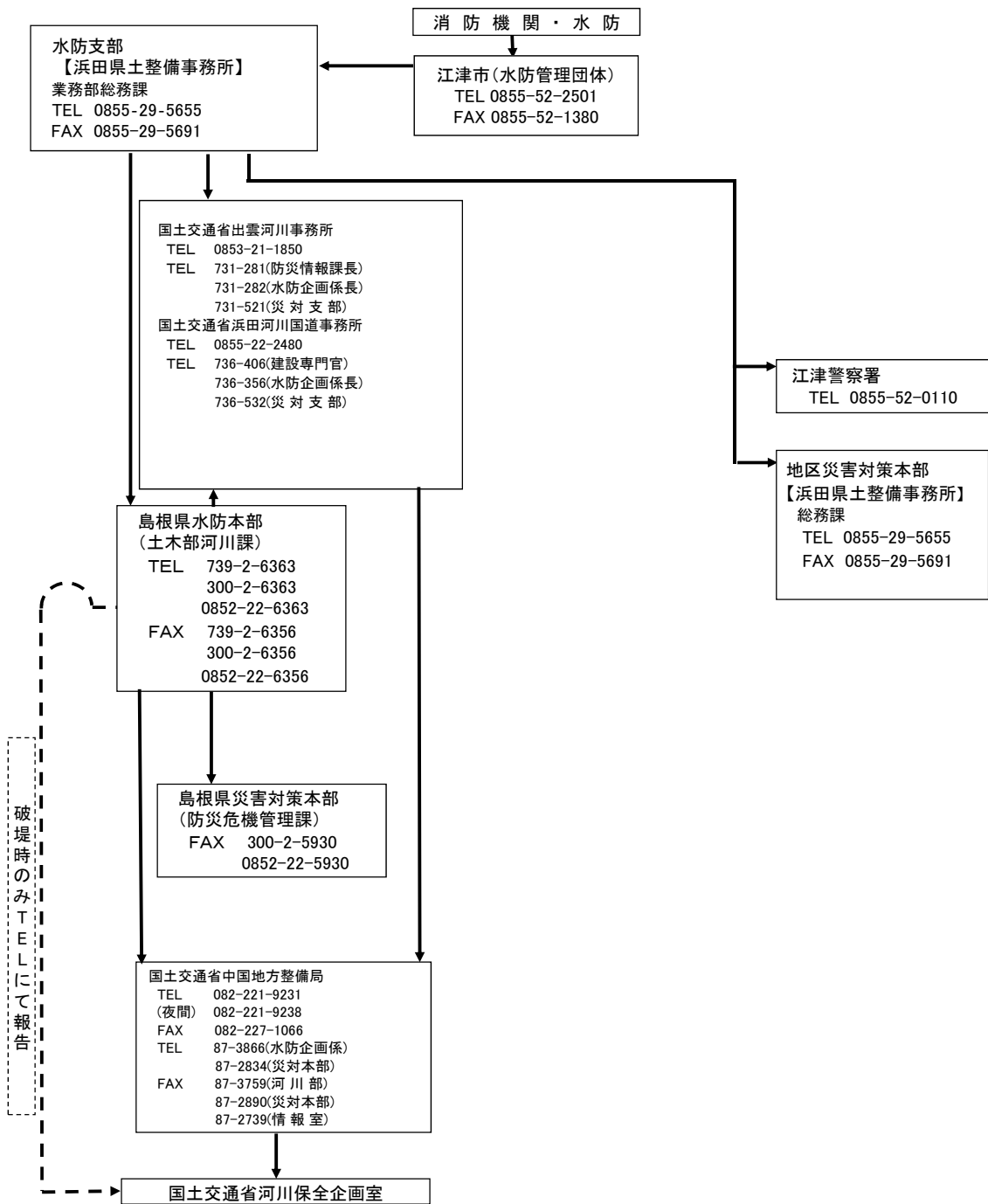
水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。

この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定める。

#### 1 3. 水防の解除の周知

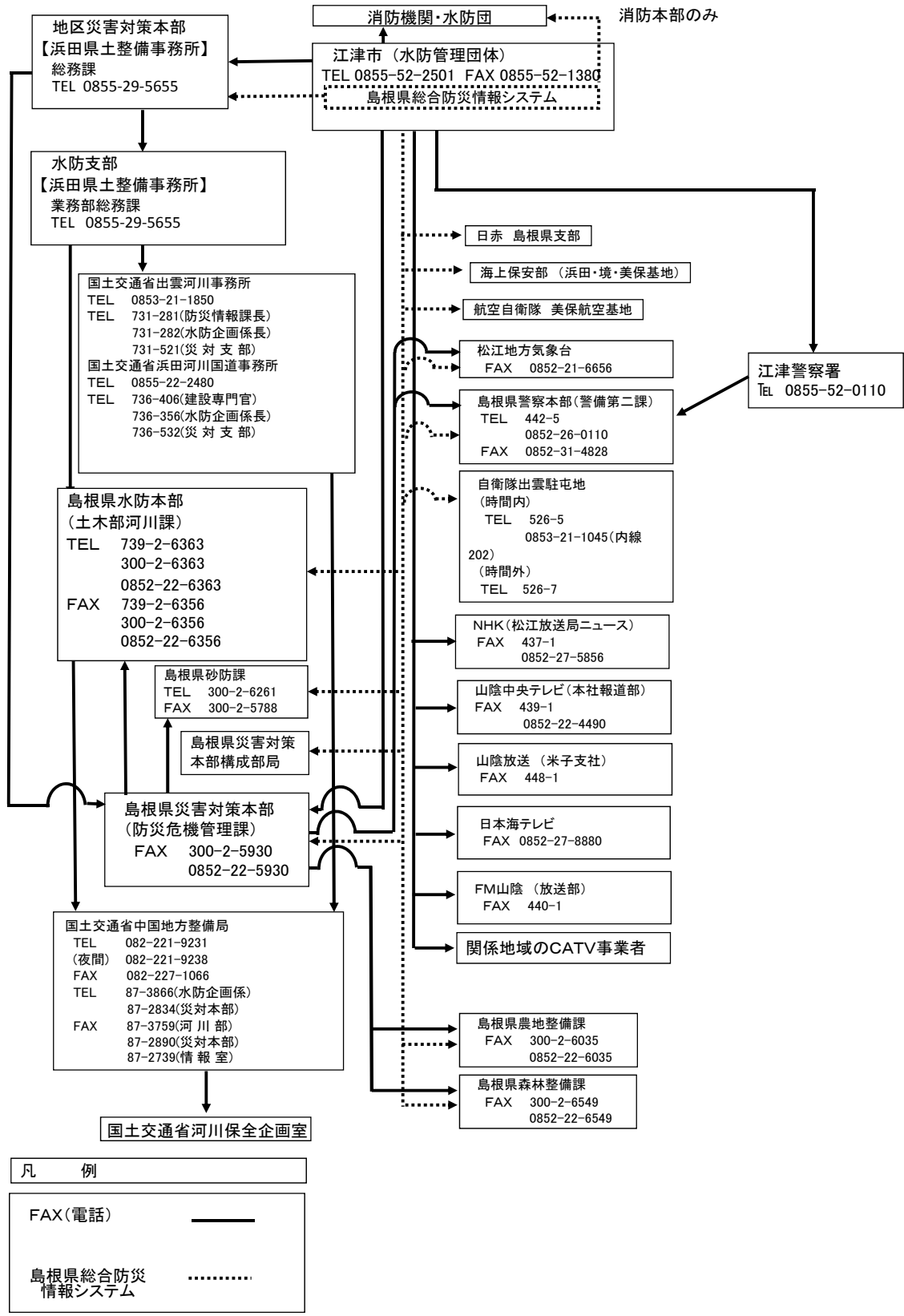
市水防本部は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は水防浜田支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知する。

# 14. 水防活動実施状況・被害情報等に関する情報伝達経路

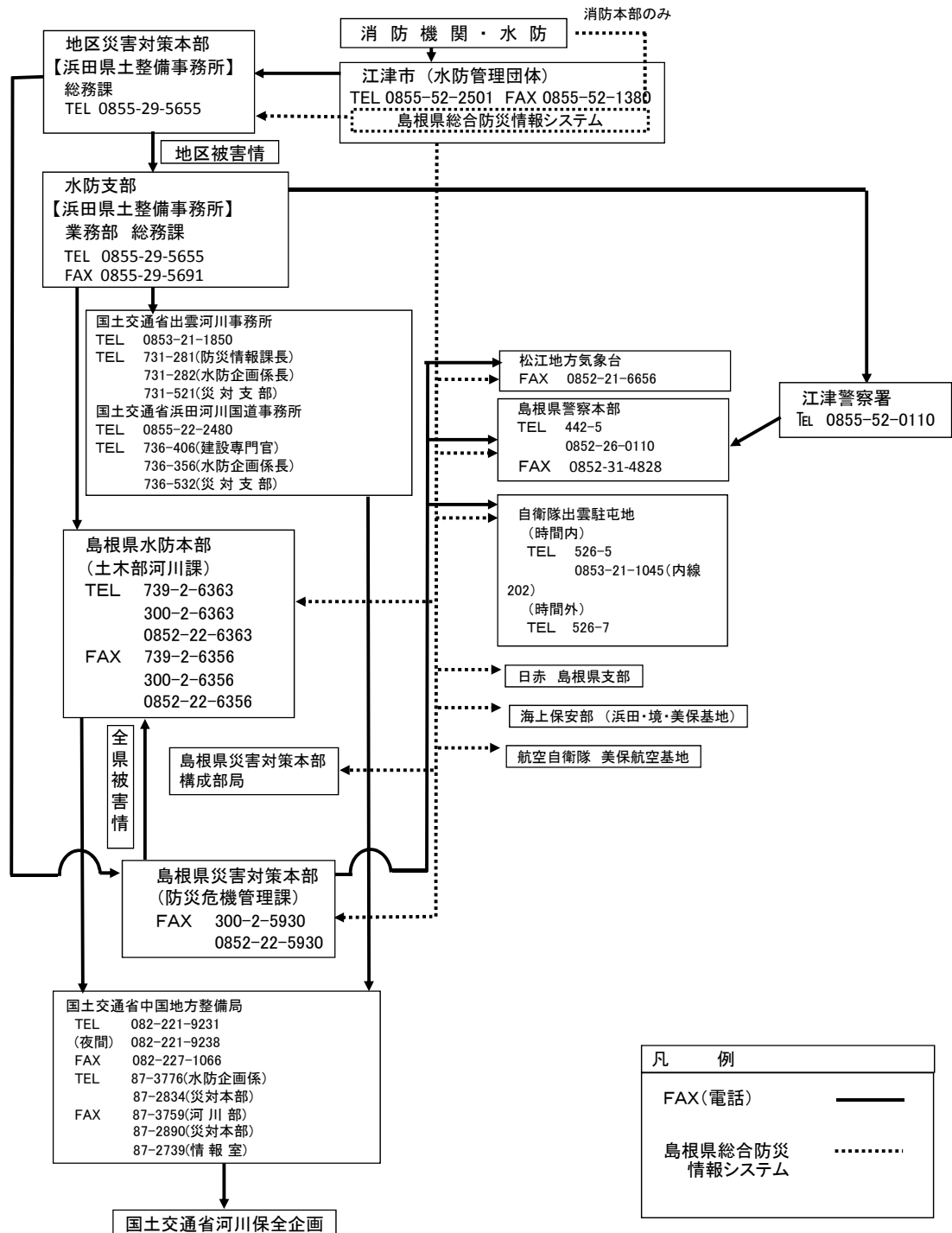


凡 例	
FAX(電話)	——

# 15. 避難勧告等の発表に関する情報伝達経路



## 16. 一般被害の発生に関する情報伝達経路



## 4. 9 水防協力団体

### 1. 水防協力団体の指定（法 3 6）

市長は、法 3 7 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

### 2. 水防協力団体の業務（法 3 7）

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供に関すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 3. 想定される水防協力団体の業務

- (1) 「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視、水防工法の実施、避難支援などの水防団等が行う水防活動に対する協力業務。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供。
- (3) 「水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
- (4) 「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等、水防に関する調査及び研究等。
- (5) 「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等、水防に関する知識の普及や啓発等。
- (6) 「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

### 4. 水防団体との連携（法 3 8）

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

### 5. 監督等（法 3 9）

市長は、水防協力団体に対し、

- (1) 必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。
- (2) 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (3) 前号の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。



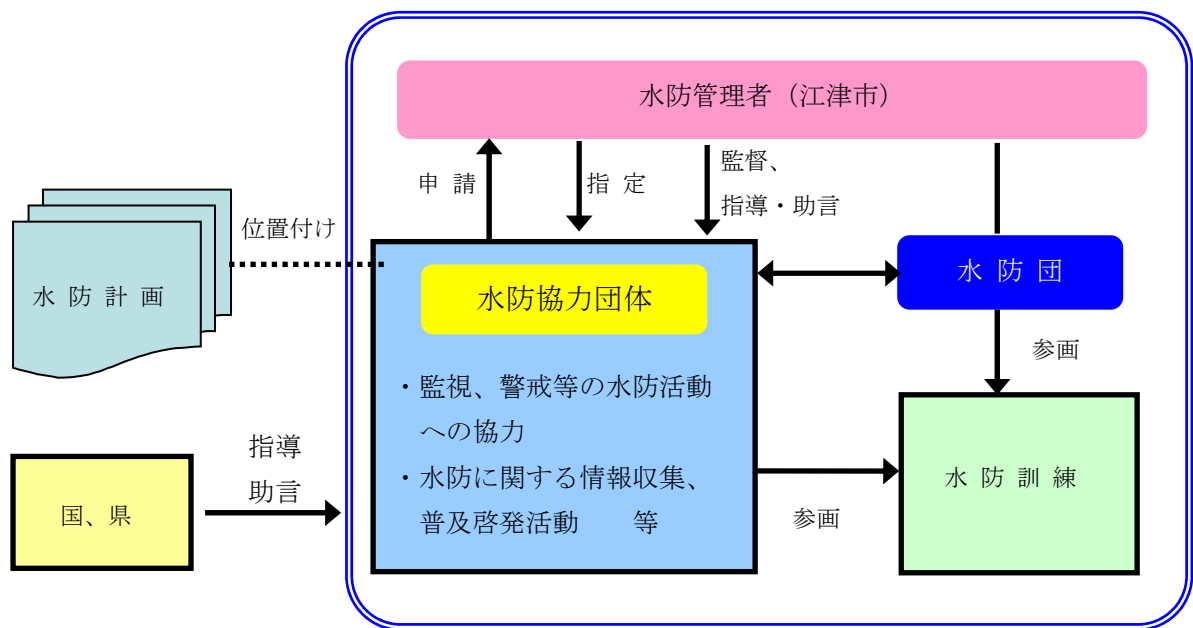
#### 6. 情報の提供（法40）

市長は国及び県と協力して、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をする。

#### 7. 水防訓練（法32の2）

市は、原則毎年水防訓練を行う。

#### 8. 協力団体制度の水防概念図



## 4. 10 決壊に際しての措置

### 1. 決壊の通報（法25）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市水防本部長、又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、水防浜田支部長、江津警察署長、及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。

### 2. 決壊後の措置（法26）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、市水防本部長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

## 4. 11 避難のための立退

### 1. 指示（法29）

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、市対策本部長は、迅速、確実に居住者に対して指示する。なお、避難のための立退きを指示する場合には江津警察署長にその旨を通知する。

### 2. 避難場所及び避難経路

市は、その水防計画で避難場所及び避難経路を示した図を作成し、一般に周知する。

なお、避難場所・避難経路等については、防災マップを活用する。

## 4. 12 水防資材器具等の整備並びに輸送

### 1. 国土交通省の水防資材器具等

市水防本部長は浜田河川国道事務所所有の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接当該事務所に要請する。

### 2. 県の水防資材器具等

市水防本部長は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防浜田支部長に要請する。

市水防本部長は、災害が発生し又はその恐れがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防浜田支部を經由し、水防本部へ出動を要請する

### 3. 水防資材器具の整備

#### (1) 水防用設備資材及び器具

水防用設備資材及び器具は、別表-30のとおりとし、常時水防倉庫等に備蓄しておく。

#### (2) 水防資材の補充

各水防倉庫の備蓄資材を活用し、かつ多量の資材が必要とする災害の場合を考慮して、国、県に要請しかつ、市内の特定業者と事前に協定等し、非常時資材確保に努める。

#### (3) 水防資材の分散

河川が氾濫し、資材の輸送に困難な場合を想定し水防倉庫以外の適切な場所へ分散しておく。

なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所の選定しておく。

#### 4. 水防資材器具等の輸送の確保

- (1) 水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。
- (2) 輸送のための市が借上げる車両の配置状況は、別表－33のとおりである。

## 4. 13 記録、報告

### 1. 記録

市水防本部長は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管する。

- (1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。
- (2) 出動水防作業員の氏名。
- (3) 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
- (4) 使用資材及び数量。
- (5) 破損した器具資材及び数量。
- (6) 警戒中の観測水位。
- (7) 水防法第17条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。
- (8) 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由。
- (11) 水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
- (12) 避難を指示した時刻及び事由。
- (13) 支出費の明細。
- (14) その他記録を必要とする事項。

### 2. 報告

市水防本部長は、水防が終了したときは速やかに、別表－29の「水防活動報告様式」により、水防浜田支部を經由して県水防本部長に報告する。